

独立行政法人国立重度知的障害者総合
施設のぞみの園の平成25年度の業務
実績の評価結果

平成26年8月20日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成25年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成25年度は法人設立後11年度目にあたる。

今年度ののぞみの園の業務実績の評価は、平成25年3月に厚生労働大臣が定めた第3期中期目標（平成25年度～29年度）の初年度（平成25年4月～26年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成24年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に亘って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、施設入所利用者の高齢化に対応した支援にどのように取組んでいるのか、また、著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院している知的障害者（以下「著しい行動障害等を有する者等」という。）の支援にどのように取組んでいるのか、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（以下「矯正施設等退所者」という。）の支援にどのように取組んでいるのか等、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

(2) 平成25年度業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められると

ともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている。

こうした課題がある中で、平成25年度は第3期中期目標期間の初年度であり、地域移行などの継続課題や第3期中期目標に示された、著しい行動障害等を有する者等への支援、矯正施設等退所者への支援及び内部統制・ガバナンス強化への取組などの課題に対して的確かつ効率的に対応し、目標を達成することが求められている。

このような状況の中、効率的な業務運営体制の確立に向けた取組として、平成25年度においては、平成25年1月21日付けで総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部（生活支援部、就労支援部、地域支援部）から2部（生活支援部、地域支援部）に集約するとともに、就労支援部の業務を地域支援部就労支援課の業務とする組織改正（平成25年4月1日実施）を行うとともに、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」及び「障害児通所支援センター「れいんぼ〜」」の新設（平成25年4月1日実施）を行うなど、組織・実施体制を整備した。また、経費節減や運営費交付金以外の収入の増にも着实的に取り組み、第3期中期目標に定める「運営費交付金（退職手当相当額を除く）の16%以上節減」を達成するため、常勤職員数については計画的に削減するとともに、国家公務員の給与改定に準拠した給与改定により、人件費総額を縮減すること等によりその目標を達成したことを評価する。

一方で、サービスの質の向上を図るとともに、施設入所利用者の高齢化に対応した支援、著しい行動障害等を有する者等及び矯正施設等退所者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

なお、内部統制・ガバナンス強化への取組の項に関連して、平成25年5月に入所利用者の異食による窒息死亡事故が発生している。異食の前兆がなく予測が困難であり、かつマニュアルでは防止しきれない事例であったが、こうした事故の発生は、施設運営上最も重要な「施設利用者の安全確保と生命の尊重」という基本原則に対する法人の姿勢が問われかねないものであり、役員及び職員の一人ひとりが十分に認識する必要がある。のぞみの園としては、支援に当たる職員に対して、支援の対象が重度の知的障害者であることを改めて意識をさせ、支援方法を再確認させるとともに、重度高齢化が進む中でこうした事故が再び起きないように最善の策を講じる必要がある。

また、平成25年8月に「障害者虐待防止法」にいう虐待が疑われる事案が発生した。のぞみの園としては、平成24年10月の障害者虐待防止法施行後、虐待あるいは虐待防止法についての概略的な研修は行ってはいたものの、虐待防止対策委員会の設置がされていなかったこと及び虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は市町村に通報する義務があることについて周知徹底されていなかったところであり、先導的な役割を果たし、なおかつ全国の障害福祉施設等の関係機関に調査・研究の成果を情報発信し、様々な養成・研修を実施している国立施設として極めて不適切であると

言わざるをえない。今後、第三者委員会において今回の事案の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行った上で再発防止策を策定していただく予定であり、これを着実に実行するよう求める。

重度知的障害者の地域移行への取組については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下及び疾病等により、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっている中であって、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、個別支援計画に基づいて、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでいる。平成25年度においては、施設利用者の意向を十分に尊重した上で、移行予定先事業所での見学や宿泊体験、また地域生活体験ホームを活用した日中活動体験等を実施し、地域移行への理解を促す新たな取組を行っており、これらを通じて、本人の希望を見極めようとする視点は評価できる。また、平成19年度より実施している保護者・家族への働きかけとして、地域移行通信を発行・配布し、移行した当事者の様子を紹介するなど、継続した取組を実施して、成果を上げている。これらの取組の結果、平成25年度においては、5名の施設利用者の地域移行を実行し、第3期中期目標期間における施設利用者数について、第2期中期目標終了時と比較して16%縮減する目標に対し、初年度において6%縮減させ、実績に結びつけた点について評価する。

施設入所利用者の高齢化に対応した支援として、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者への個別の丁寧な専門性の高い支援に取り組んだこと、また、著しい行動障害等を有する者等への支援として、平成21年度から延べ6名を受入れ、福祉と医療の連携により、行動等に著しい改善が認められ2名が退所（平成25年度2名受入、1名退所）したことについてそれぞれ評価する。

矯正施設等退所者への支援については、充実強化を図るため、平成25年度においても専門家を参事として迎え、支援技術等の向上のための研究・検討を行った。性犯罪や累犯窃盗を行った中軽度の知的障害者など支援が困難な者について、平成20年度から延べ19名の対象者を受け入れ、15名（25年度2名）が地域移行（2名については退所）したこと、また、矯正施設等退所者への支援について着実に取り組んだことを評価する。

また、調査・研究及び研修については、障害福祉施策の推進に資するものであって、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、矯正施設を退所した障害者や著しい行動障害を有するなど著しく支援が困難な者等への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、テーマを選択し取り組んでいる。

平成25年度においては、これまで調査が行われて来なかった、障害者支援施設や特別養護老人ホームへの高齢知的障害者の入退所の状況や全国の市区町村における障害福祉サービスと介護保険との併給の実態調査を行った。また、障害者虐待防止法施行後に相談支援事業所と就業・生活支援センターを対象にその実態を悉皆調査し、事

例分析を行った。さらに、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組み、矯正施設等退所者等の地域生活移行に関する事項などの14の研究テーマを取り上げた。

また、強度行動障害支援者養成研修プログラムの作成と指導者研修の実施や、矯正施設等退所者等への支援に関する調査・研究及び研修について、内容・方法を工夫して取り組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

特に、養成・研修については、高齢知的障害者への支援、矯正施設等退所者への支援、強度行動障害に関する研修、など国の政策課題や社会的に関心の高いテーマを取り上げて、全国規模の福祉セミナーを実施するとともに、全国の知的障害者支援に携わる若手職員等を対象に、のぞみの園での調査・研究の成果を実践に活かした支援に取り組んでいる寮等をフィールドとした支援者養成現任研修を新たに実施する等、積極的に取り組んだことを高く評価する。

なお、のぞみの園は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災し、集団避難している社会福祉法人友愛会（以下「友愛会」という。）の利用者及び職員等を一括して受け入れて、平成23年4月15日から現在に至るまで、従来の実業が実施できるように支援しており、今後も国立施設としてこうした支援に積極的に取り組むことを要請する。

これらを踏まえると、平成25年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第3期中期目標期間の初年度として着実に成果を上げたものと評価する。

なお、第3期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営体制の整備については、第2期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第3期中期目標や今後の新たな課題に的確に対応するため、①平成25年1月21日付けで総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部（生活支援部、就労支援部、地域支援部）から2部（生活支援部、地域支援部）に集約するとともに、就労支援部の業務を地域支援部就労支援課の業務とする組織改正（平成25年4月1日実施）を行い、また、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」及び「障害児通所支援センター「れいんぼ～」」の新設（平成25年4月1日実施）を行う

など、組織・実施体制を整備した。

また、人件費の適正化への取組については、国家公務員の給与改定に準拠しており、常勤職員数の減や職員の給与水準の適正化に取り組んできた結果、平成25年度人件費総額については1億1千万円縮減した。

常勤職員数については、平成25年度期首の223名に対して期末は221名（△2名）であり、計画どおり削減した。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保、職員のスキルアップに向けた研修、その他職場全体の士気を高める方策を図るなど施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組、内部監査の実施、継続的なモニタリングによる内部進行管理の実施、施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

しかしながら、平成25年11月に関東信越厚生局群馬事務所と群馬県の社会保険医療担当者による保険医療機関に対する個別指導を受け、その結果通知に基づき、今後約1,000万円の診療報酬の自主返還をしなければならない事態となったことは誠に遺憾である。二度とこのようなことが起こらないように、再発防止に向けた取組に万全を期されたい。

施設利用者の事故防止対策において、平成25年5月26日未明に男性入所利用者が紙オムツを喉に詰まらせて死亡する事故が発生した。入所施設においては、重大事故発生防止に最大限努力すべきであり、今後における再発防止の徹底を強く要望する。

平成25年8月に「障害者虐待防止法」にいう虐待が疑われる事案が発生したが、虐待防止の体制整備がなされておらず通報に遅れが生じ、平成26年3月31日に高崎市に通報し、4月9日高崎市による立ち入り検査が実施され、6月13日付けで、高崎市から「虐待を疑われる事例を発見したときは、障害者虐待防止法に基づき速やかに通報して下さい。」との勧告及び「職員への調査において虐待が疑われる内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。」といった文書指摘事項を受けている。勧告及び文書指摘事項に対する改善策として、①全職員へ通報義務と通報手順の周知徹底、②第三者委員会を設置し、事案の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行い再発防止策を着実に実行する旨、平成26年7月14日付けで高崎市に回答した。

のぞみの園は、勧告を真摯に受け止めるとともに、第三者委員会の提言を受け、今後は利用者の人権擁護と虐待防止等に対する取り組みを適切に実施し、再発防止の徹底を図ることを強く求める。

経費の節減及び合理化の推進については、平成25年度においては、人件費総額の縮減のほか、「随意契約等見直し計画」に基づき、入札案件については一般競争入札等

の競争性の高い契約方式で実施した。自己収入の確保については、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等の新規受入の継続、短期入所事業及び日中一時支援事業の利用拡大等により収入の確保に努めるとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業を積極的に実施した。これらの取組の結果、第3期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標（16%以上の節減）や総事業費に占める自己収入の比率目標（40%以上）について、運営費交付金では、13.7%の節減、総事業費に占める自己収入の比率では、55.5%となり、着実に取り組んでいるものと評価する。なお、さらなる経費節減のため、事業費の冗費点検の徹底について、工夫することを希望する。

効率的な施設・設備の利用については、旧管理事務所等跡地利用に関して平成25年2月14・15日の会計検査院第5局の現地検査を受けて、「有効に利用されていない土地について自主的な見直しを不断に行うための体制を整備すること」「将来にわたり業務を実施する上で必要でないと思われる場合には国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要であると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定する」との改善要求があった。その結果を受けて、資産（土地・建物）利用検討委員会を開催し、自主的な見直しを不断に行うための体制を整備するための規定改正を検討し承諾を得た。さらに旧管理事務所等跡地利用については、不要財産として国庫納付するか若しくは有効利用するか検討した結果、利用者への就労支援の観点から、「きのこハウス」及び「果樹園」に利用すべきとの結論に至ったところである。整備にあたっては、近隣住民に対して事前に事業内容等を十分説明し了承を得る必要があることから、地域の代表である区長と住民説明会の実施方法及び日程調整を行い利用計画案を策定した。

また、東日本大震災の被災施設である友愛会の利用者及び職員等に対して、従来の事業を実施できるように、第4次寮再編によって空き寮となった建物を含めた3棟を同法人利用者等の居住の場として引き続き提供し、さらに、友愛会の日中活動サービスやグループホーム等の場として、のぞみの園の福利厚生施設（富士会館）を引き続き提供するとともに、独身寮の一部を友愛会のグループホーム事業に提供している。その他、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるとともに、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めていることを評価する。なお、保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、引き続き活用方策について検討されたい。

業務運営における合理化の推進については、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件は全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 自立支援のための取組

ア 地域移行への取組

重度知的障害者の地域移行への取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、個別支援計画に基づき、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況を把握し、助言・相談を行うといったフォローアップを実施していることが認められる。

年々、施設利用者の高齢化・機能低下及び疾病を併発する施設利用者が増え、地域移行が難しくなっている中、平成25年度においては、5人の利用者の地域移行を実現させ、第3期中期目標期間における施設利用者の16%縮減に向けた初年度として、全体として6%の施設利用者の縮減を達成させたことは評価する。

このような更なる成果を上げるため、施設利用者や保護者・家族等に対して実施している、1) 保護者懇談会等の機会を利用した個別面談、2) 地域移行者の生活の紹介、3) 出身地の事業所紹介、4) 移行予定先事業所の見学や宿泊体験、地域生活体験ホームでの日中活動体験の取組みなどを通じて、施設利用者が高齢化・重度化する中、地域移行に関して、本人の希望を見極めようとする視点は評価できる。また、移行先の事業所確保のための取組みとして、自治体への協力要請や自ら受入先施設・事業所等の開拓を行ったことについて評価する。

なお、施設利用者の高齢化や疾病等により地域移行の取組について困難と思われる状況は理解するものであるが、さらにこれまで積み重ねた支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれない。

イ 入所利用者の高齢化に対応した支援

高齢化する施設入所利用者の支援の専門性を高めるため、生活支援員で構成する高齢者事例検討会議を毎月開催し、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者の事例について検証するとともに医療との連携により、適切な支援を行った。

平成25年5月26日未明に事故につながるような前兆行動が見られなかった男性入所利用者が紙オムツを喉に詰まらせて死亡した事故が発生したが、当該事故は予測が困難であり、かつマニュアルでは防止しきれない事例であったことから、同様の事故の再発防止策として、排泄支援に関する研修及び高齢知的障害者の認知症等の医療的知識に関する研修を実施し、オムツに頼らない支援に努めるとともに利用者の今までに見られない行動や言動等の変化について細やかな観察や対応に努めた。

25年度も引き続き認知症支援研究班を設置し、同研究班において、認知症を発

症した者及び認知症と疑われる者の適切な支援を検討するとともに事例の確認を行い、国立のぞみの園10周年記念セミナー「知的障害者と認知症」において認知症に罹患した知的障害者の変化や支援者の気づき等に焦点をあてた実践報告を行った。

また、高齢者支援のあり様や高齢者への介護技術の向上等の視点から高齢者支援の専門家として、県外の特別養護老人ホームの施設長、排泄支援及び認知症支援の専門家を講師として職員研修会を開催した。さらに、県外の特別養護老人ホームでの実務研修を積極的に実施し、支援者の専門性の向上を図るとともに、その内容について法人内研究発表会において報告を行った。このような支援の実践について、ニュースレターで情報提供を行うとともに、障害者支援施設等の求めに応じて講師を派遣するとともに知的障害者施設の若手の職員を対象とした支援者養成現任研修（高齢知的障害者支援者コース）の受入れを行った。

施設入所利用者の高齢化が進行する中、専門性の高い支援の実践への取組が種々行われ、さらに他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供・普及が行われたことを評価する。今後さらに入所利用者の高齢化、重度化が予測される中で、利用者の尊厳を守りながら、引き続き一人ひとり丁寧な支援を行うことを希望する。

ウ 著しい行動障害等を有する者等への支援

著しい行動障害等を有する者等に対する受入から退所については、行政、相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設等の関係機関と連携し、支援については、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、特別支援グループのあじさい・かわせみ寮において、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うなど、適切な支援を提供した。平成25年度においては、精神科病院に入院をしていた知的障害者2人の受入れを行い、特別支援グループでの支援を行った。また、23年度に受け入れた精神科病院に入退院を繰り返していた者への福祉と医療の連携による支援を継続して行った結果、行動等の著しい改善が認められ、平成25年7月31日に退所した。受入から退所まで行政等の関係機関と連携し、福祉と医療の連携による適切な支援により、行動の改善を得て退所に至るサービスモデルの構築の取り組みに努めた。また、このような取り組みについては、ニュースレターで情報提供を行うとともに障害者支援施設等の求めに応じて講師を派遣するとともに知的障害者施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修（行動障害者支援コース）の受入を行った。このような取組みについて評価する。

エ 矯正施設等退所者への支援

矯正施設等退所者への支援事業については、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体、相談支援事業所などの関係機関との連携・協力の下、3名の矯正施設退所者の受け入れを行い、自活訓練ホームにて支援を行った。支援に

当たっては定期的にケース会議を開催し、毎月専門家を招聘し、指導・助言の下、効果的な実践をしている。地域移行、フォローアップに関しては、移行先事業所を訪問し課題に対しての助言や情報提供を行い、本人に向けても支援が行われている。受入から地域移行、フォローアップに至る一連の取組が着実に行われており、質の高い支援を実践していることを評価する。

また、矯正施設退所者の支援事業を普及・拡大するものとして、複数の研修会やセミナーの開催、障害者支援施設や自治体からの要請に基づく講演会等に積極的に講師派遣し、多くの参加者に情報提供し、支援方法等の普及に努めていることを認める。さらに、自活訓練ホームにおいては、障害者支援施設の若手職員を対象とした支援者養成現任研修（矯正施設等を退所した知的障害者支援コース）の受入を行い、支援者の育成に努めた。

対象者が支援の難しい人であることを踏まえ、それらの実践がより多くの福祉施設等において活用され、矯正施設退所者への支援がさらに拡大していくことを期待したい。

なお、上記ウ及びエのように著しく支援が困難な者の支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進することを希望する。

オ 発達障害児・者及び地域で生活する重度の障害児・者への支援

発達障害児を対象とする通所支援事業の場としての活用については、障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。オリジナルプログラムを作成し各児童に合った療育支援を行ったことや保護者支援として懇談会を定期的に開催し保護者から高評価を得るなど、工夫して積極的に取組んだことを評価する。

また、重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、高度の医療は必要としないものの、医療的ケアの必要な重い障害者が短期入所できるように、居室（2個室）を平成25年3月に整備し、引き続き福祉と医療の連携によるサービスを総合的に提供する事業を実施していることが認められる。

② 調査・研究

調査・研究については、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携、行動障害を有するなど著しく支援が困難な者等や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、その他障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野について、14の研究テーマを取り上げている。また、外部の有識者も委員として参加する国立のぞみの園研究会議において、その内容に関する審議・評価が行われ、調査・研究結果に対する指導・助言を受け

ている。

一方で、障害福祉行政の課題に資する調査・研究に取り組んでいるにも関わらず、施設内で虐待が疑われる事案が発生したことは、調査・研究部門の取り組みが現場の取り組みに活かされていないと言わざるを得ない。

研究内容としては、障害者支援施設や特別養護老人ホームへの高齢知的障害者の入退所の状況や全国の市区町村における障害福祉サービスと介護保険との併給の実態について大規模な調査を行っており、また障害者虐待防止法施行後に相談支援事業所と就業・生活支援センターを対象にその実態を悉皆調査している。また、地域生活支援事業として新たに組み込まれた強度行動障害支援者養成研修のプログラムとテキストの作成、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査・研究、虐待防止法施行後における虐待通報や対応の事例分析、ショートステイ事業を活用した緊急対応の実態、知的障害児・者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについての研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を、全国の大学関係者や障害関係施設等の職員と協働で行った。さらに、法人の独自研究として、高齢知的障害者の健康管理と医療と介護、福祉と医療部門との連携による転倒防止の取り組み、矯正施設退所者の経済基盤の実態と支援など、のぞみの園における自立支援のフィールドを生かした実践的な研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、1)ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物やのぞみの園ホームページへの掲載による公表、2)支援の現場で活用できる小冊子の作成と配布、3)講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行った。特に、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者用テキスト」と強度行動障害者支援の普及啓発を目的としたリーフレット「行動障害のある人～あなたはどんなひとをイメージしますか？」を作成、さらに「認知症の知的障害者のアセスメント・診断・治療および支援の手引き」の翻訳他、「国立コロニー開設に至る道のり」「のぞみの園地域移行の経過」等を執筆・編集し、10周年記念紀要を発行し、関係機関に情報提供したことを評価する。

③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成25年度においては、高齢知的障害者への支援、矯正施設等退所者への支援、強度行動障害に関する研修、など国の政策課題や社会的に関心の高いテーマについて、全国規模の福祉セミナーを実施し、多くの参加者を得ている。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究により開発した相談援助実習プログラムに基づいた実習を行うなど、実習の充実にも取

り組んでいる。

このうち、矯正施設等退所者への支援については、矯正施設等退所者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、職員の支援技術の専門性を高める中央研修会を2回開催した他、矯正施設退所者への理解と支援がさらに広がることを狙いとし、都道府県単位で行う1日間の研修会を、地域生活定着支援センターと共同で取組み、県知的障害者福祉協会等の協力を得ながら全国3会場で試行的に開催した。更に、多くの法務・福祉関係者が一堂に会し現状の課題について理解を深め、全国に情報発信するセミナーを1回開催するなど、計6回開催し、平成24年度（4回開催）に比べて多くの参加者を得ている。また、国からの委託を受けて強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修を実施し、更に、全国の知的障害者支援に携わる若手職員等を対象に、のぞみの園での調査・研究の成果を実践に活かした支援に取り組んでいる寮等をフィールドとした支援者養成現任研修（高齢知的障害者支援コース、行動障害者支援者コース、矯正施設等を退所した知的障害者支援コース）を新たに実施するなどし、その実施方法、内容を工夫しており、養成・研修に対して積極的に取組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを高く評価する。

今後も、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に努めていくことを期待する。

④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3,900部発行）に掲載（年3回）するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数は、平成25年度は256件の実績となり、前年度比29件増加したこと、また、256件のうち、講師派遣による援助・助言の提供については96件の実績であり、前年（56件）に比べて大幅に増加したことを評価する。

なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が6千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じているとともに、平成24年度から引き続き高崎市の障害者虐待防止センター業務を受託するなど、地域貢献に積極的に取り組む姿勢を評価する。

⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。具体的には、施設利用者の高齢化に伴う心身の機能低下や疾病等への的確な対応のため、施設利用者の健康管理や医療的ケアの必要な生活寮への訪問看護、専門家による摂食・嚥下の指導、シーティング（座位維持）指導を定期的実施した。その他、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対しては、精神科医や臨床心理士等が協力し、積極的に支援に加わり、精神面からのケアも行った。また、児童精神科医の常勤化により、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、発達障害等の一般外来患者が増加したことにより、診療収入の確保に努めていることが認められる。さらに、平成25年3月より、診療部に医療ソーシャルワーカーを配置し、施設利用者や一般外来患者に係るスムーズな医療提供を実施する他、医療福祉相談を実施するとともに、本人及び家族支援、関係機関との連携、地域活動への参画などを行っている。また、保護者を含めた家族心理教育を実施するなどの取組が展開された。このように診療所は、地域の発達障害に関する医療の拠点としての役割も担っており、地域医療のニーズにも積極的に対応し貢献していることを評価する。

なお、今後は、地域医療における障害者医療の理解と認識を高めるような先駆的な取組を行うことを期待する。

また、発達障害児を対象とする通所支援事業の場としての活用については、障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始した。オリジナルプログラムを作成し各児童に合った療育支援を行ったことや保護者支援として懇談会を定期的開催し保護者から高評価を得るなど、工夫して積極的に取組んだことを評価する。

さらに、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業、就労移行支援事業や就労継続支援B型事業等の障害福祉サービスを実施しているなど地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めるなど、工夫した取組を進めていることが認められる。

⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」は、平成25年度においては、平成24年度業務実績評価及び第2期中期目標最終評価結果、入所利用者の死亡事故及び平成25年度事業報告等を議題として2回開催した。

(3) 財務内容の改善等について

平成25年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、55.5%となっており、第3期中期目標に定める40%以上を上回り、計画以上に進展していることを評価する。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成25年度期首の職員数223名に対して平成25年度期末が221名（△2名）であり計画どおり削減したことを評価する。また、人件費総額についても、約1.1億円を縮減しており、着実に取組んでいることを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、特に矯正施設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。